

❀ 精神障害者ショートステイ ❀

○精神障害者ショートステイとは・・・

- ・精神障害の方が、日常的に見守りしているご家族が不在になる時や一人で過ごすのに不安な時などに、専用居室に宿泊していただき在宅生活が継続できるよう支援します。（下表を参照）

本 人		気持ちが不安定で休息が必要なとき（入院が必要な方は入院を優先）
家族	緊急的理由	疾病、事故、被災、入院等の緊急の事由が生じたとき
	社会的理由	冠婚葬祭や公的行事の出席、家族の看護等により不在になるとき
	その他の理由	一時的な休養（レスパイトケア）、家庭内葛藤回避が必要なとき

※入院している方で、地域移行を目指して訓練中の方もご利用できます。

○利用対象者について・・・

- ・精神保健福祉手帳をお持ちの方、それと同程度の方がご利用できます。（定期的に精神科を受診していることが必要です。）
- ・東久留米市に居住する１８歳以上６５歳未満の方。

○利用手続きについて・・・

- 
- ①登録申請 障害福祉課に利用登録申請書を提出します（主治医意見書添付）
 - ②登録決定 障害福祉課から利用登録決定通知書が交付されます（または却下通知書）
 - ③利用契約 施設と利用契約を結びます（利用登録決定通知書を提示）
 - ④事業利用 直接施設に予約し、利用申込書を提出して利用します
 - ⑤更新手続 毎年８月を基準とし、登録更新手続きが必要です（障害福祉課から案内を郵送）

○利用日数・利用時間帯について・・・

- ・月に７泊までご利用できます。
- ・午前９時から午後８時までの時間帯で利用開始し、最終日の午前１０時までの時間帯で終了してください。

○利用料について・・・

- ・１泊８００円 本人および配偶者が住民税非課税の方は半額、生活保護世帯の方は全額免除となります。利用施設に直接お支払いください。

（４月から７月のご利用は前年度課税、８月から３月は当該年度課税で決定します）

※なお、その他実費（食費等）を負担していただきます。

○ご利用にあたりご注意ください・・・

- ・ご利用になる場合、日中については、普段ご利用の作業所や医療機関、または地域生活支援センターで過ごしていただきます。
- ・入院が必要となる方、市立さいわい福祉センターのショートステイ・日中一時支援事業に利用登録している方、グループホーム・ケアホームに入居中の方はご利用できません。

※ご利用については、市役所障害福祉課にご相談ください。

〔東久留米市障害福祉課〕